

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

新旧の事業所でやり取りが可能な場合にご提出ください。
やり取りができない場合は、旧事業所は退職の届出書を、新事業所は切替届出書をご提出ください。

転勤などにより別会社で特別徴収を継続するとき ※9月分から新規勤め先で特別徴収の場合		給与支払者 (特別徴収義務者)		住所(居所)又は所在地	〒 306-0000 茨城県古河市〇〇番地△△											
				フリガナ	コウノショウジ											
				氏名又は名称	株式会社 甲野商事											
				代表者の職氏名印 個人番号又は法人番号	代表取締役 甲野 一郎											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	7	7
給与所得者				(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日						
受給者番号	フリガナ	オツノ タロウ		円		6 月から 8 月まで		9 月から 5 月まで		R6.8.31						
氏名	乙野 太郎				140,000		35,600		104,400							
生年月日	昭和 平成 45 年 7 月 1 日															
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	5	5	5				
1月1日現在の住所	古河市長谷町38-18															
給与の支払を受けた後																
◎給与の支払を受けた後、なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。																

前勤務先

指定番号	88888		※市町村ごとに異なります
整理番号			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	経理部	
	氏名	古河 太郎	
	電話	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇 (内線 123)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須)	円 1,200,000	
	月分で納入	控除社会保険料額	
		円 60,000	

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

理由		徴収予定	
申し出があったため	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
徴収継続の希望がないため	.	円	円
	.	円	円

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が97万円以下)

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)													
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 300-0000 茨城県〇〇市△1丁目1番1号												
フリガナ	ヘイノショウジ												
氏名又は名称	丙野商事 株式会社												
代表者の職氏名印	代表取締役 丙野 二郎												
個人番号又は法人番号	7	7	7	8	9	8	7	6	5	4	3	2	1
新しい勤務先では		月割額 11,600 円を											
9月分から徴収し、納入します。													
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。													
納入書 要 ・ 不要													
※市記入欄													

新勤務先

【提出先】 〒306-8601 古河市長谷町 38番18号 古河市役所財政部 市民税課 市民税係

用紙はコピーして使用可能です